

災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について(通達)

平成 15 年3月 31 日

陸幕輸第 22 号

改正 平成 19 年3月 28 日陸幕法第 61 号 平成 20 年3月 31 日陸幕装計第 124 号
平成 30 年3月 26 日陸幕装計第 148 号 平成 31 年4月 19 日陸幕法第 133 号

陸上総隊司令官

各方面総監

殿

各部隊長

各機関の長

陸上幕僚長

(例規 98)

災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について(通達)

(輸定第 204 号)

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕輸第 61 号(61.9.1)「災害派遣等のために使用する自衛隊車両の有料道路の無料通行について(通達)」(例規 98)は廃止する。

記

1 適用車両

自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づく自衛隊の施設等の警護出動並びに第 83 条第 2 項の規定に基づく災害派遣、第 83 条の 2 の規定に基づく地震防災派遣及び第 83 条の 3 の規定に基づく原子力災害派遣のため使用する自衛隊車両(緊急自動車を除く。以下「災害派遣等従事車両」という。)

2 適用道路

次に掲げる者が管理する有料道路

- (1) 東日本高速道路株式会社
- (2) 中日本高速道路株式会社
- (3) 西日本高速道路株式会社
- (4) 首都高速道路株式会社
- (5) 阪神高速道路株式会社
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社
- (7) 地方道路公社
- (8) 都道府縣市町村

3 通行要領

次の要領により災害派遣等従事車両であることを明示して通行する。

(1) 車両標識

災害派遣等従事車両(第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づく自衛隊の施設等の警護出動のため使用する自衛隊車両を除く。)は、別紙第 1 に定める標識を、原則として車両前面ガラス内側の左上部に掲げるものとし、それが不可能か、適当でない場合は、料金所において係員に提示するものとする。

(2) 災害派遣等従事車両証明書

- ア 料金所通行の際には、当該車両に乗車している者が、別紙第2に定める災害派遣等従事車両証明書(以下「証明書」という。)を各料金所の料金収受員に提出し、確認を受けたのち通行する。ただし、特別な理由により、この措置がとれなかった場合、料金所において料金収受員に当該車両に乗車する者の身分証明書を提示し、災害派遣等従事車両であることを告げる。
- イ 証明書の発行者は、陸上自衛隊車両の運行等に関する達(陸上自衛隊達第 98—5号)第6条に定める運行命令権者たる中隊長等とする。
- ウ 証明書の発行者は、証明書を使用して第2項に記載されている管理者が管理する有料道路を通行した場合、それぞれ別様に各年度ごと別紙第3に定める「発行状況表」に証明書発行状況等を記録するものとする。

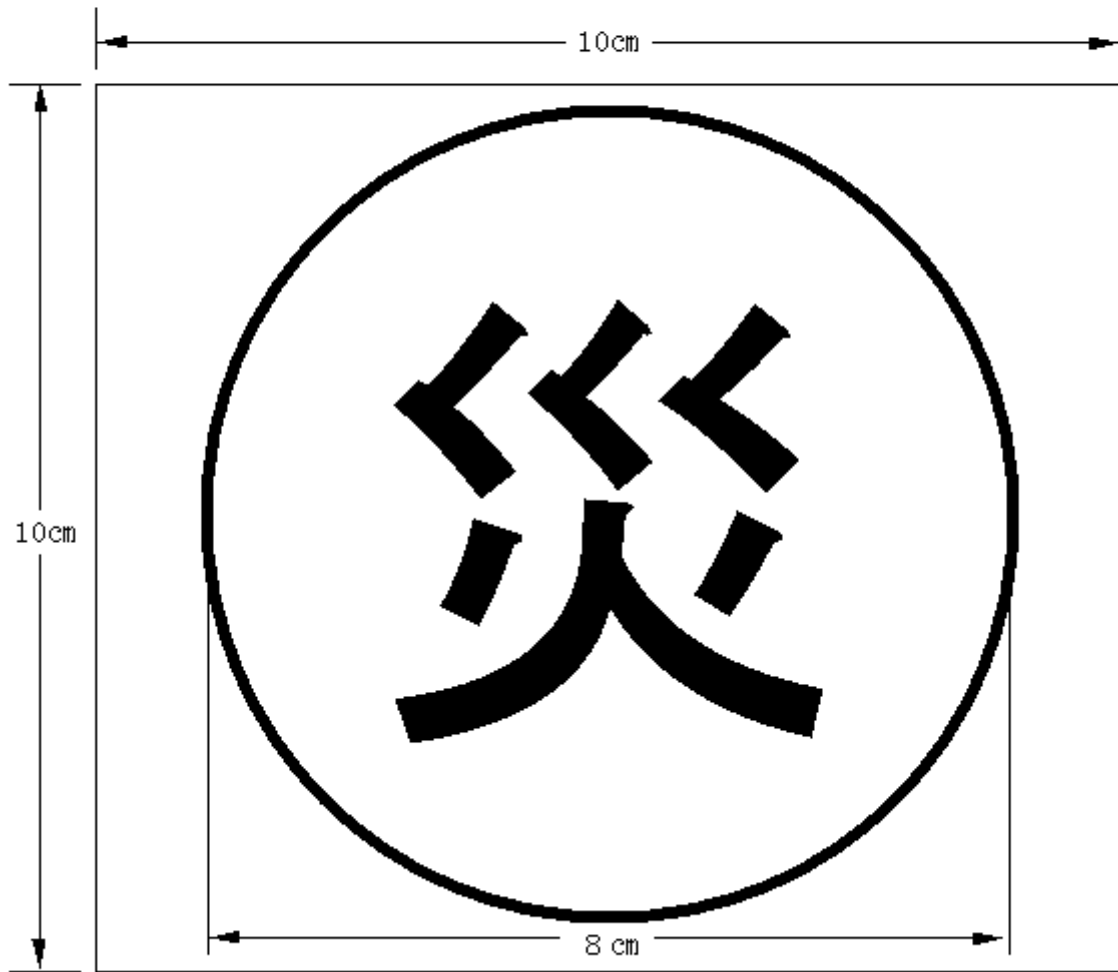
4 報告

陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長及び各機関の長は、各年度の証明書の発行状況等を記録した発行状況表を次年度の4月末日までに陸上幕僚長に報告するものとする。

- 5 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下「各高速株式会社」という。)の管理する有料道路の通行に当たっては、前項の通行要領のほか、別添「営計第 11 号(15.3.19)「自衛隊の施設等の警護出動等のため使用する自衛隊車両の通行について(回答)」」、「首公管第 44 号(15.3.13)「災害派遣等のために使用する自衛隊車両の通行について(回答)」」及び「阪公業第 116 号(15.3.14)「災害派遣等のために使用する自衛隊車両の通行について(回答)」」による。

なお、各高速株式会社以外の管理者が管理する有料道路の通行に当たっては、別添「営計第 11 号(15.3.19)「自衛隊の施設等の警護出動等のため使用する自衛隊車両の通行について(回答)」」に示す日本道路公団の通行要領に準じて通行するものとする。

車 両 標 識



注：白地に赤字、赤枠

証 明 書 の 様 式

10cm	
災害派遣等従事車両証明書	
発 行 番 号	
通 行 年 月 日	
道 路 名 及 び 区 間	道路名 入口IC名～出口IC名 (又は入口地点名) (又は出口地点名)
乗車責任者の 官職、氏名	
車両登録番号	
この車両は、災害派遣等従事車両であることを証明する。	
令和 年 月 日	
発行者の職	氏名
	印
14cm	

※発行番号は、年度ごと及び発行者ごとの一連番号とする。

陸上幕僚監部装備部輸送課長
海上幕僚監部装備部需品課長
航空幕僚監部防衛部運用課長
統合幕僚会議事務局第1幕僚室長

殿

運用局運用課長

災害派遣等の活動に従事する自衛隊車両が有料道路を通行する際に料金を徴収しない車両として取り扱われるに当たっての手續等について(通知)

標記について、日本道路公団、阪神高速道路公団及び首都高速道路公団(以下「各公団」という。)の管理する有料道路の通行に関しては、別添のとおり取り扱うこととされたので、部隊等に周知されたい。

なお、「料金を徴収しない車両について(通知)」(運運第 8443 号。13.11.2)は平成 15 年3月 31 日をもって廃止する。

また、別添に係る部隊等への周知に併せ、下記の措置を講じられたく通知する。

記

1 証明書の適正な使用の周知徹底

部隊等に対し、証明書(自衛隊の施設等の警護出動等のため使用する自衛隊車両の通行について(営計第 11 号。平成 15 年3月 19 日)別添災害派遣等従事車両取扱要領第4条に定める証明書、災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(阪公業第 116 号。平成 15 年3月 14 日)記2(1)に定める証明書及び災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(首公管第 44 号。平成 15 年3月 13 日)記2(1)に定める証明書をいう。以下同じ。)が不正に使用されることのないよう通行方法の手續等について周知徹底を図ること。

また、部隊等に対し、各公団以外の者の管理する有料道路を通行する際に証明書に相当する書面を使用する場合の当該書面の適正な使用について周知徹底を図ること。

2 証明書発行状況表の提出

部隊等において、証明書発行状況表(自衛隊の施設等の警護出動等のため使用する自衛隊車両の通行について(営計第 11 号。平成 15 年3月 19 日)別添災害派遣等従事車両取扱要領第9条に定める発行状況表、災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(阪公業第 116 号。平成 15 年3月 14 日)記3(1)に定める発行状況表及び災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(首公管第 44 号。平成 15 年3月 13 日)記3(1)に定める発行状況表をいう。)が作成されるよう所要の措置を講ずるとともに、年度の終了後、速やかに、これを取りまとめ、運用局運用課長あて提出すること。

また、部隊等が各公団以外の者の管理する有料道路を通行するために発行した証明書に相当する書面の発行状況についても把握できるよう所要の措置を講ずること。

添付書類: 1 営計第 11 号(平成 15 年3月 19 日)

2 阪公業第 116 号(平成 15 年3月 14 日)

3 首公管第 44 号(平成 15 年3月 13 日)

写送付先: 統合幕僚会議事務局第4幕僚室長

防衛庁運用局長
西川徹矢 殿

日本道路公団
理事 山本 正堯

自衛隊の施設等の警護出動等のため使用する自衛隊車両の通行について(回答)

先般「自衛隊の施設等の警護出動等のため使用する自衛隊車両の通行について(依頼)」(平成 15 年 2 月 26 日運運第 1305 号)にて依頼のありました標記につきましては、平成 15 年 4 月 1 日から、別添「災害派遣等従事車両取扱要領」により取扱うようお願い申し上げます。

(添付書類)

災害派遣等従事車両取扱要領

災害派遣等従事車両取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、自衛隊の実施する災害派遣等の活動に従事する車両が日本道路公団の管理する有料道路を通行する際における、通行料金の取扱い及び事務手続きに関する事項を定め、もって円滑な事務処理の実施を図ることを目的とする。

(災害派遣等従事車両)

第 2 条 本要領において、災害派遣等従事車両とは、自衛隊の運行する車両のうち次の各号に掲げる活動に従事するものであって、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に定める緊急自動車以外のものをいう。

- 一 自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 81 条の 2 第 1 項に定める自衛隊の施設等の警護出動(ただし、日本道路公団の管理する有料道路の沿道又は近傍で実施されるものに限る)
- 二 法第 83 条第 2 項に定める災害派遣
- 三 法第 83 条の 2 に定める地震防災派遣
- 四 法第 83 条の 3 に定める原子力災害派遣

(通行料金の取扱い)

第 3 条 災害派遣等従事車両は、料金を徴収しない車両を定める告示(昭和 31 年建設省告示第 1695 号)及び料金を徴収しない自動車で、高速自動車国道、首都高速道路及び阪神高速道路に係るものを定める件(昭和 37 年運輸省・建設省告示第 13 号)に掲げる料金を徴収しない車両として取扱うものとする。

(災害派遣等従事車両証明書)

第 4 条 災害派遣等従事車両としての取扱いを受けようとする車両は、災害派遣等従事車両証明書(以下「証明書」という。)を携帯しなければならない。

- 2 前項に定める証明書の発行は、各災害派遣等従事車両の運行命令権者たる部隊等の長が行うものとし、1 台あたり通行 1 回につき、予定される経路上において次条に定める通行方法により必要となる枚数の証明書を発行する。
- 3 証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月とする。
- 4 証明書の様式は、別紙 1 のとおりとする。

(通行方法)

第5条 災害派遣等従事車両の通行方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 入口料金所において通行券を発行し、出口料金所において料金を徴収する料金徴収方式の道路又は道路の区間においては、入口料金所で通行券を受け取り、出口料金所で通行券に証明書を添えて料金所係員に手渡し、確認を受けたのち通行する。
- 二 道路又は道路の区間について定められた均一の料金を徴収する料金徴収方式の道路又は道路の区間においては、証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち通行する。
- 三 前各号に定めのない料金徴収方式の道路又は道路の区間については、日本道路公団の指定するところにより通行する。

(証明書不携帯の場合の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、災害派遣等従事車両としての取扱いを受けようとする車両が、緊急やむを得ず証明書を携帯できなかった場合は、当該車両の乗車員の身分証明書を料金所係員に提示し確認を受けたのち、災害派遣等従事車両としての通行ができるものとする。

- 2 前項による通行を行った場合は、当該車両に係る証明書の発行権限を有する者は、後日速やかに、所要事項を記入した証明書を、前項に定める方法により通行した料金所を所管する日本道路公団の管理担当事務所あて送付するものとする。

(無効な証明書)

第7条 料金所係員は、証明書が次の各号の一に該当する場合において、当該証明書を提出した車両の乗車員から事情を聴取し、適当な理由がないと認められるときは、当該証明書を無効として回収し、現金等証明書以外の手段により通行料金を徴収するものとする。

- 一 表示事項が不明であるとき。
- 二 表示事項が改変されているとき。
- 三 表示事項が事実と異なるとき。
- 四 所要の事項が記入されていないとき。
- 五 有効期限が過ぎているとき。

(証明書の不正使用の防止)

第8条 防衛庁は、証明書が不正に使用されることのないよう留意するものとする。

(証明書発行状況表)

第9条 防衛庁は、年度ごと及び証明書の発行者ごとに、別紙2の災害派遣等従事車両証明書発行状況表(以下「発行状況表」という。)の作成を行うものとする。

- 2 防衛庁は、前項の発行状況表を当該年度終了後1年間保存するものとし、日本道路公団から求めがあった場合は、速やかに提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途日本道路公団と防衛庁において協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(昭和61年8月7日業一第46号)は、廃止する。
- 3 この要領の適用前に、災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(昭和61年8月7日業一第46号)により発行された災害派遣等従事車両証明書の取扱いについては、なお従前の例による。

証 明 書 の 様 式

10cm		
災害派遣等従事車両証明書		
発 行 番 号		
通 行 年 月 日		
道 路 名 及 び 区 間	道路名 入口IC名～出口IC名 (又は入口地点名) (又は出口地点名)	
乗車責任者の 官職、氏名		
車両登録番号		
この車両は、災害派遣等従事車両であることを証明する。		
平成 年 月 日		
発行者の職	氏名	印
14cm		

※発行番号は、年度ごと及び発行者ごとの一連番号とする。

防衛庁運用局長
西川 徹矢 殿

阪神高速道路公団
理事 小池 登一

災害派遣等のため使用する自衛隊車両の通行について(回答)

平成 15 年 2 月 26 日付け運運第 1306 号で依頼のありました標記については、下記により阪神高速道路を通行されるよう回答します。

記

1 料金を徴収しない車両

料金を徴収しない車両とは、次の各号に掲げる業務に使用される車両(以下「災害派遣等従事車両」という。)とする。

- (1) 自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号、以下「法」という。)第 81 条の 2 第 1 項の規定による自衛隊の施設等の警護出動
- (2) 法第 83 条第 2 項の規定による災害派遣
- (3) 法第 83 条の 2 の規定による地震防災派遣
- (4) 法第 83 条の 3 の規定による原子力災害派遣

2 通行方法

(1) 証明書の携帯

料金を徴収しない車両としての取扱いを受けようとする車両については、所定の災害派遣等従事車両証明書(以下「証明書」という。)を携帯しなければならない。

(2) 証明書の様式

証明書の様式は、別紙 1 のとおりとする。

(3) 証明書の発行者

証明書の発行者は、災害派遣等従事車両の運行命令権者たる部隊等の長とする。

(4) 証明書の発行方法

証明書は、1 に該当する車両 1 台につき、通行 1 回当たり 1 枚発行するものとする。

(5) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、発行の日から起算して 1 箇月間とする。

(6) 証明書の提出

証明書を携帯する車両は、阪神高速道路を通行する際に、料金所において一時停止のうえ証明書を料金収受員に提出し、その確認を受けて通行するものとする。また、通行する道路又は区間に料金所が 2 箇所以上存する場合にも、各々の料金所において一時停止のうえ証明書を料金収受員に提出し、その確認を受けて通行するものとする。

なお、日本道路公団等が管理する道路と阪神高速道路の料金を同時に徴収している料金所においては、日本道路公団等に提出する証明書と当公団へ提出する証明書を併せて提出し通行するものとする。

(7) 証明書不携帯の場合の特例

以上の規定にかかわらず、緊急やむを得ず証明書を持参できなかった場合、その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合又は著しく汚損され若しくは毀損された証明書を持参し、当公団が当該証明書を正規の証明書と認めなかった場合は、身分証明書の提示により通行でき

るものとするが、前記事由等により証明書を持参できなかった場合には、本来発行すべき証明書の発行者は、事前に次に掲げるア～ウの事項を業務部業務課又は所轄の交通管制室に連絡するものとする。ただし、やむを得ず事前に連絡ができない場合においても、事後速やかに連絡するものとする。

また、証明書の発行者は、後日、速やかに当公団の所轄の管理部営業課へ証明書を送付するものとする。

ア 通行年月日及び流入予定時刻

イ 道路名及び区間

ウ 通行台数

3 証明書の発行状況表の提出

(1) 防衛庁は、年度毎及び証明書の発行者毎に別紙2の災害派遣等従事車両証明書の発行状況表(以下「発行状況表」という。)の作成を行うものとする。

(2) 防衛庁は、(1)の発行状況表を当該年度終了後速やかに当公団業務部長宛提出するものとする。

4 証明書の不正使用の防止

防衛庁は、証明書が不正に使用されないよう留意するものとする。

5 これによる取扱いは、平成 15 年4月1日からとする。

なお、「災害派遣等のため使用する自衛隊車両の阪神高速道路通行について」(昭和 57 年 11 月 30 日阪公業第 167 号)陸上自衛隊中部方面総監宛回答は、廃止するものとする。

証 明 書 の 様 式

10cm	
災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道路名 及び区間名	道路名 入口IC名 ~ 出口IC名 (又は入口地点名) (又は出口地点名)
乗車責任者 の官職、氏名	
車両登録 番 号	
この車両は、災害派遣等従事車両であることを証明する。	
平成 年 月 日	
発行者の職 氏名	印

注：発行番号は、年度毎及び発行者毎の一連番号とする。

防衛庁運用局長 殿

首都高速道路公団
管理担当理事

災害派遣等のために使用する自衛隊車両の通行について(回答)

平成 15 年 2 月 26 日付け運運第 1307 号をもって依頼のありました標記については、下記により首都高速道路を通行されるよう回答します。

記

1 料金を徴収しない車両

料金を徴収しない車両とは、次の各号に掲げる業務に使用される車両(以下「災害派遣等従事車両」という。)とする。

- (1) 自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号、以下「法」という。)第 81 条の 2 第 1 項に定める自衛隊の施設等の警護出動
- (2) 法第 83 条第 2 項に定める災害派遣
- (3) 法第 83 条の 2 に定める地震防災派遣
- (4) 法第 83 条の 3 に定める原子力災害派遣

2 通行方法

(1) 証明書の携帯

料金を徴収しない車両としての取扱いを受けようとする車両については、所定の災害派遣等従事車両証明書(以下「証明書」という。)を携帯しなければならない。

(2) 証明書の様式

証明書の様式は、別紙 1 のとおりとする。

(3) 証明書の発行権者

証明書の発行権者は、災害派遣等従事車両の運行命令権者たる部隊等の長とする。

(4) 証明書の発行方法

証明書は、1 に該当する車両 1 台につき、通行 1 回当たり 1 枚発行するものとする。

(5) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、発行の日から起算して 1 箇月間とする。

(6) 証明書の提出

証明書を携帯する車両は、首都高速道路を通行する際に、料金所において一時停止の上、当該証明書を料金収受員に提出し、その確認を受けて通行するものとする。また、通行する道路又は区間に料金所が 2 箇所以上存する場合にも、各々の料金所において一時停止の上、当該証明書を料金収受員に提出し、その確認を受けて通行するものとする。

なお、日本道路公団が管理する道路と連続して首都高速道路を通行する場合には、日本道路公団に提出する証明書のほかに、別途当公団への証明書が必要となるものとする。

(7) 証明書不携帯の場合の特例

以上の規定にかかわらず、真に緊急やむを得ず証明書を持参できない場合により証明書の不携帯等が生じた場合は、事前に次に掲げるア～ウの事項を当公団管理部道路管理課に連絡するとともに、料金所において身分証明書類を呈示し、事情等を申し出てその確認を受けて通行するものとする。

また、証明書の発行者は、所定の事項を記入した証明書を事後、速やかに当公団管理部道路管理課に送付するものとする。

ア 通行年月日及び流入予定時刻

イ 道路名及び区間

ウ 通行台数

3 証明書発行状況表の作成

(1) 防衛庁は、年度ごと及び証明書の発行者ごとに別紙2の災害派遣等従事車両証明書発行状況表(以下「発行状況表」という。)の作成を行うものとする。

(2) 防衛庁は、(1)の発行状況表を当該年度終了後1年間保存するものとし、当公団から求めがあった場合は、速やかに提出するものとする。

4 証明書の不正使用の防止

(1) 防衛庁は、証明書が不正に使用されることのないよう十分に留意するものとする。

(2) 証明書には必ず、発行者の公印を押印し、証明書の写しで通行しないものとする。

5 これによる取扱いは、平成15年4月1日からとする。

以上

証 明 書 の 様 式

10cm	
災害派遣等従事車両証明書	
発 行 番 号	
通 行 年 月 日	
道 路 名 及び区間名	道路名 入 口 名 ~ 出 口 名 (又は入口地点名) (又は出口地点名)
乗 車 責 任 者 の官職、氏名	
車 両 登 録 番 号	
<p>この車両は、災害派遣等従事車両であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>発行者の職 氏名 印</p>	

14cm

注：発行番号は、年度毎及び発行者毎の一連番号とする。

